東芝 西田社長は全面一括解決の決断を

「2008年を東芝差別是正争議の全面一括解決を実現する年に」の決意を新たにして新年を迎えました。東芝・西田社長は、全国各地の職場で闘ってきた労働者と申立人にたいして、 長期にわたる差別を是正し償い、すみやかに争議解決を決断すべきではないでしょうか。

C型肝炎の薬害訴訟も、政府が責任を認め、被害者の要求通りに全面救済を決め、解決に向かっています。いま、国民の声と運動が、政治を大きく動かしています。

私たちは、西田社長が差別を反省し、東芝グループ行動基準の「法令順守、CSR尊重」を 実践するよう求めていきます。ことしも、皆さんの大きなご支援をお願いします。

2008年を 解決の年に 命令履行し法令順守を

1995年の神奈川県労働委員会申立から13年目です。いま、全面一括解決の実現をめざした第2次申立の中労委審問と会社との和解交渉をおこなっています。青梅工場や府中工場の仲間が「東芝は命令を守れ」と、新たな申立を準備



東芝 西田社長

し、会社に差別争議の全面一 括解決を要求しています。

西田社長は、「法令順守・ CSR尊重」を経営方針とし て「東芝グループを指揮して いる」と述べていまが、それ

なら、3度の命令を履行せず労組法違反の「やり得」をねらう横暴な態度を、改めるべきです。

東芝行動基準「人間尊重」に反する差別扱いと人権侵害

第2章 会社と個人の関係に関する行動基準(要旨)

- 15. 人間尊重
- (2) 法令遵守はもとより、人権を尊重し差別しません。
- (3) 差別的取扱、人権侵害に、適切な措置を講じます。

東芝の違法な労務管理は、東芝本社の秘密報告書、1969年から2004年までの秘密組織東芝扇会=自己啓発の会の内部文書や活動記録、1984年から1997年までの課長教育資料など、多数の

証拠で立証ずみです。会社がいう「自己啓発の会は従業員の自主活動」「格差は成果主義賃金だから当然」という主張はくずれています。

西田社長は、一日も早く命令を履行し差別と 人権侵害を是正する措置をとるべきです。

東芝を包囲する中労委審問日行動

2・5 デモ行進



2007年 11・9デモ行進(増上寺前)

中労委・反対尋問がある2月5日には、12時15分に浜松町駅北口近くの旧芝離宮公園前に集合して、東芝発祥の地「芝浦」から中労委までデモ行進を行います。

労組法違反を続け、差別と人権侵害を反省しない東芝を、世論の力で包囲するデモ行進に、 大きなご支援をお願いします。

東芝の職場を明るくする会 ホームページ 69万アクセス突破 検索のキーワードは「東芝の職場」



東芝争議支援共闘会議・東芝の職場を明るくする会



寛 またも賃金·資格制度を改定 格差拡大・過重労働が心配

東芝は、2000年に処遇制度を改定してから、 3度目の賃金・資格制度の改定を提案しました。 者を管理し、人件費総額をカットすることです。 「成果主義」賃金制度の矛盾は、深刻です。

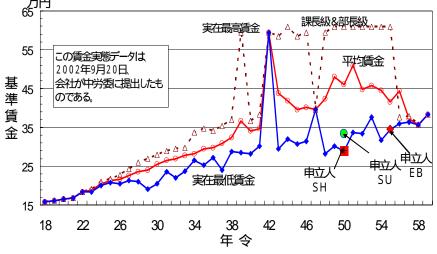
職能給で格差つけ 裁量制で過重労働

低い昇給と裁量労働制

会社は、職場からでている「成果主義といっ ても、実際には格差拡大と人件費カットだ」 「裁量労働制で、タダ働きや過重労働がひどく なる」「うつ病が増えるのが心配」の声をおさ えこみ、ことしの4月から実施する方針です。

改定案の特徴は、予算枠で厳しく賃金と対象 技能職は、等級と資格の格付けで低賃金に 事務技術職は、職能給査定で格差拡大 裁量労働・疑似裁量労働の対象職種広げる。

現行資格	新資格	事務技術職	技能職
A4/B2	主事1級	基礎給+勤務地加算	基礎給 +
A 3 / B 1	主事2級	+ 職能給	勤務地加算
A 2	主事3級	基礎給+勤務地加算	+ 職能給
A 1	主事4級	+職務給+職能給	+ 職務給



東芝深谷工場の液晶開発技術者

重光さんに ご支援を

過労うつ病解雇裁判の傍聴を

同僚が2人も自殺に追い込まれた職場で、液晶製品の開発



技術者として働いていた重光由美さんは、過労 死ラインをこえる長時間残業・過重労働を何ヶ 月も繰り返すなかで「うつ病」になってしまいま した。 重光さんが、「過労うつ病・労災」を熊谷 労基署に申告したところ、東芝は不当にも解雇

しました。その後、熊谷労基署は会社の言い分だけを採用し、労 災不支給の不当決定をしました。

労災不支給事件 (東京地裁 民事36部) 2月13日16時30分~ 進行協議 不当解雇事件 (東京地裁619法廷) 3月25日13時10分~

実在者最低に

東芝の賃金制度は、資格と等級 の格付、成績査定しだいで賃金格 差が大きくなる仕組みです。

左図は、労働委員会で差別是正 命令がだされた東芝小向工場の申 立人3名の賃金の差別実態です。 中労委は東芝に指示して「2001年 度の工場別の同期・同学歴者の部 課長を含む賃金実態データ」(左 図)を提出させました。

この賃金データで申立人らは、 組合活動・思想信条を理由に実在者最低 の賃金に差別されてきたことが立証され ました。

差別なくし公正に

評価マニュアルはあっても抽象的で、 資格や役職の格付、昇給などは上長の評 価次第で大きな格差がでます。

人件費を予算枠に入れるため相対評価 で序列をつけ、評価についての苦情処理 は受け付けません。

差別を生まない、公正な評価ができる 賃金制度にしましょう。

東芝の職場を明るくする会(人権を守り差別のない明るい職場をつくる東芝の会) Tel & Fax:044-533-1408